

くらしのちえ

第147号
2014年
9月発行

発行 東京都台東区東上野4-5-6 台東区役所区民部くらしの相談課 TEL03(5246)1144

かしこい消費者になろう!

～消費者市民社会※ってなんだろう～

みなさんは「かしこい消費者」とは、どのような消費者だと思われませんか?

また、普段の生活の中で買い物をするとき、どんなことに注意して商品を選んでいるでしょうか?

私たち一人一人が消費者として「本当に必要なか」を考え、「環境に配慮した商品か」をチェックし、「使い終わった後のこと」まで考えて行動すると持続可能な社会へ向かっていくことになります。

ショッピングの場面で…



テレビで宣伝していた洋服
便利そうだし、着やすそうだな…



あら!インターネット上にもお店があるみたい。
お店までは遠いから、ネットで探してみよう。



どんなものか、実際にお店に行って
見てみよう。

さて、あなたはどちらを選択しますか?

どちらも、よくある場面ですが、それぞれプラス面とマイナス面があります。

私たちは、様々な商品に囲まれて暮らしています。商品を選ぶ時も、こんなことに注意してみませんか?

情報収集はどこから?

- テレビから
- 新聞から
- パンフレットから
- インターネットから……

品質・機能は? 値段は? 環境に優しいかな?
アフターサービスはどうかしら?

表示やマークは?

例

(1) 水洗いの方法	(2) 塩素漂白の可否	(3) アイロンの掛け方
(4) ドライクリーニングの方法	(5) 折り方	(6) 干し方

POINT

お店に出向くと、実際の商品を試着したり着心地や手触りなどが確かめられます。また、洋服についている表示を確かめたり、お店の人に様々な質問をすることもできます。

一方で、インターネットショッピングでは足を運んでお店まで行かなくても、商品が届くので便利です。ただしネット上では、表示が確認できる場合もありますが、手触りを確かめることはできません。

購入した後で後悔しないように、どのような方法で購入するかも含めてじっくり検討することが、トラブルを防ぐことにもつながります。

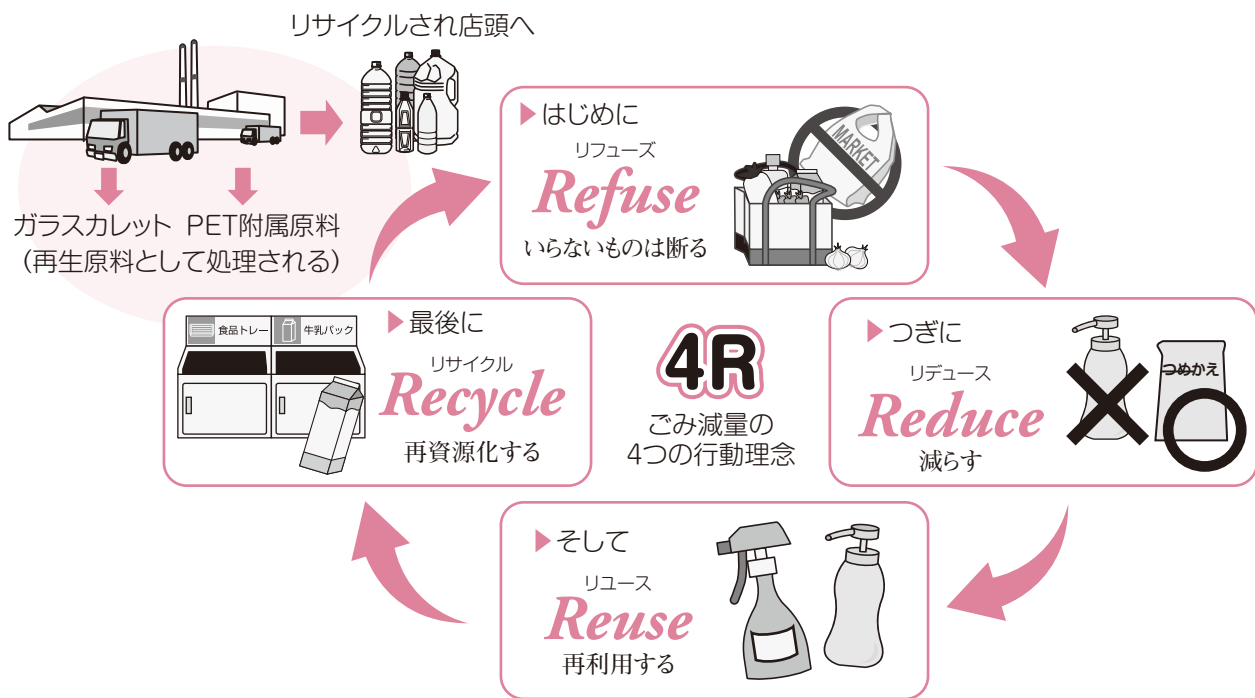
環境に与える影響

毎日の生活の中で、私たちは様々な資源やエネルギーを沢山使っています。現在、地球では様々な環境問題が起きていますが、私たちも生活の工夫をすることで、少しでも環境への負荷を減らすことができるようになります。



環境に配慮した行動

- 詰め替え品のある商品を購入する。
 - マイバックを持参してレジ袋をなるべく使わないようにする。
 - 古紙を多く配合したトイレトーパーを使う。
 - 食品は使い切りなるべく捨てないようにする。
 - シャワーの流しっぱなしをやめる。
 - 冷蔵庫の開閉時間は短時間にする。
- などが考えられます。



※ 消費者市民社会とは私たち1人1人が賢い消費行動をとることによってつくりだす、安全で公正な社会のことです。

私たち消費者が主役となって、より良い社会の実現を目指しましょう。

私たちにできることは何でしょう？

～消費者教育推進法が制定されました～

私たち一人ひとりが環境や公正な取引を意識した「消費者」として行動することは、企業や社会全体に大きな影響を及ぼします。

平成24年に「消費者教育の推進に関する法律(消費者教育推進法)」が施行され、どのような消費行動をとることが豊かな暮らしにつながるのかを考えるきっかけとなりました。

買い物も「企業に対する投票である。」と考えて商品を選択することによって、環境に配慮した企業や、正しい表示を行う企業を消費者が応援することになり、優良な企業を育てることにつながります。

例えば。。

①消費者に対して十分な説明をしない、安全性が十分確認できない商品を提供する事業者とは取引しない。

②地域・環境・人に「やさしい」商品を選択する。

原材料が環境に優しいか？

生産や廃棄の際に大量の廃棄物が出ないか？

児童労働などの不当搾取の上で生産された商品ではないか？(フェアトレード)

地域経済に貢献している商品か？(地産地消)

③余計なサービスは断る。

過剰包装はなるべく断りましょう。

④買い過ぎない。

必要がないのに大量に買い過ぎてしまうと「多くの消費者に商品が回らない」「使用しなかった食品が消費期限切れで廃棄されていく」といった悪影響を生じさせてしまいます。買い過ぎないことが、必要な人に必要な商品が行き渡り、資源の無駄を省くことにつながります。



これらのことを実行することによって、積極的に自分らしい生活を作っていきます。

消費者教育は

①「被害にあいにくい消費者を育て」「加害者を生み出しにくくし」「被害を防ぐ社会を作り」ます。

②エネルギーを使い過ぎず、ゴミを発生させない環境に配慮した消費行動を身に付けます。



消費者講座の利用を!!

私たち台東区消費者相談コーナーでは、区民の皆様の消費生活のお役に立つ「暮らしに役立つ講座」や「出前講座」などを実施しています。どうぞご活用下さい。

第39回台東区消費生活展が開催されます。

来てみてよかった

第39回 台東区消費生活展

とき

平成26年10月17日(金)・18日(土)
17日 午前10時～午後4時 18日 午前10時～午後3時30分

ところ

台東区役所
10階大会議室



今年のテーマは

見直してみませんか 生活の中のロス

として、様々な「ロス」について消費者団体の方からの発表や展示を行います。
また、毎年行っている「クイズラリー」や「産直品の販売」「お米の試食」なども行います。

実演コーナーにおいて今年も様々な団体による実演を行います。

一例として

- | | |
|----------------|-----------------|
| ふるしきの使い方 | (台東リサイクルネットワーク) |
| 台東区に伝わる民話等 | (民話の会たいとう) |
| アクリル毛糸でたわし作り | (北浅草わかば会) |
| ミルクポーシオンで帽子づくり | (みどりの会) などです。 |



多くの方が参加できる催しですので、
お誘いあわせの上、みなさまで是非お越しください。

☆ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。
☆手話通訳者が待機しています。

☆マイバッグをお持ちください。

台東区消費者相談コーナー

相談専用電話 **(03)5246-1133**

受付時間 月～金 午前9時～午後4時まで

受付場所 台東区役所9階 ④番窓口

電話または来所による相談(相談無料・秘密厳守)



トラブルにあった時は、
早めに消費者相談コーナーへ
ご相談下さい。